

貴社益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。

2025.07.31 企画財政部は「2025 年税制改編案」を確定・発表しました。

従来は外国法人の連絡事務所現況資料の提出義務のみありましたが、今回の改正案では現況資料を未提出の場合に過料が新設されたため、以下のようにご案内いたしますので、ご参考ください。

2025 年 8 月 デロイト安進会計法人

## 目 次

1. 税制改正の内容 .....	2
1.1. 現行規定 .....	2
1.2. 2025 年の追加改正内容.....	2
1.3. 立法日程及び影響 .....	3
2. 恒久的施設に関する考慮事項 .....	3
2.1. 連絡事務所と（国内）恒久的施設の区分.....	3
2.2. 追徴事例及び留意事項.....	4
2.3. 追徴対象税額及び事業年度 .....	4
3. 対応方案 .....	5

## 1. 税制改正の内容

### 1.1. 現行規定

2021年に外国法人の連絡事務所を通じた租税回避行為を防ぐため、連絡事務所<sup>(\*)</sup>の現況申告義務が新設され、**2025年現在も施行中**です。

(\*) 外国本社のために広告、宣伝、市場調査、情報収集などの予備的・補助的活動を遂行

2021年の改正内容
○ <b>外国法人の連絡事務所現況資料の提出義務の付与</b>
・ 提出内容：外国法人の連絡事務所の基本事項、外国本社の現況及び国内の他支店の現況、国内取引先の現況など
・ 提出時期： <u>翌年2月10日</u> （法付則第9条）連絡事務所を通じた租税回避を防ぐための資料確保
<u>2022.1.1.以後に開始する課税年度に対する現況資料を提出する分から適用</u>

### 1.2. 2025年の追加改正内容

2025年の税制改正案では、連絡事務所現況明細書を未提出の場合に最大1,000万ウォンを課す過料規定を新設しており、具体的な金額は大統領令に委任する予定です。

外国法人の連絡事務所現況明細書を未提出の場合に過料の新設（法人税法第125条）

現行	改正案
<新設>	<input type="checkbox"/> <b>外国法人の連絡事務所現況明細*書の提出義務の不履行に対する過料新設</b>
	*外国法人の連絡事務所の基本事項、外国本社の現況及び国内の他支店の現況、国内取引先の現況など
	○ <b>未提出・虚偽提出の場合、最大1,000万ウォン*賦課</b>
	*具体的な金額は大統領令に委任

現在、連絡事務所の設置の場合、外国為替銀行に設置申告及び管轄税務署長から固有番号の発行手続きのみを定めており、課税対象の恒久的施設地位を回避するために連絡事務所だけ設立した後、これを事実上の恒久的施設として活用する行為に対する管理を強化するための趣旨として、連絡事務所現況資料の提出を施行しています。

しかし、2021 年に連絡事務所現況申告の義務を施行した以降、多くの連絡事務所が現況明細書を未提出したことにより、制度の実効性確保のため、今回に過料の規定が新設されたと確認されます。

### 1.3. 立法日程及び影響

8 月 1 日から 8 月 14 日までの約 2 週間の立法予告後、次官会議、国务会議の段階を経て、9 月 3 日に通常国会に提出される見通しです。既存規定の実効性確保を目的としているため、政府案の通り立法される可能性が高いと考えられます。

したがって、連絡事務所を設置している外国法人は現況明細書の申告義務に留意しなければならず、事実上の恒久的施設に該当しないかを確認して、予期せぬ課税に備えることが望ましいです。

## 2. 恒久的施設に関する考慮事項

### 2.1. 連絡事務所と（国内）恒久的施設の区分

恒久的施設<sup>1</sup>（Permanent Establishment、PE、以下、恒久的施設）とは、非居住者または外国企業が事業の全部または一部を遂行する韓国内の固定された事業場所を言います。恒久的施設であるか連絡事務所であるかの判断は、法人税法第 94 条及び日韓租税条約第 5 条に従います。

恒久的施設は事業の本質的であり、重要な活動が行われる場所として課税対象であるが、連絡事務所は広告宣伝や市場調査、情報収集などの外国本社のための予備的・補助的活動のための場所として恒久的施設とみなさないため、韓国内で納税義務が発生しません。

但し、事業の本質的であり、重要な活動を遂行していると判断されると、連絡事務所であっても韓国内の恒久的施設とみなして納税義務が生じます。この場合、事実上外国法人の支店と同一とみなして国内源泉所得に対する納税義務及び法人税申告、税金計算書の発給などの内国法人と同じ申告・納付義務を負うことになります。

---

<sup>1</sup> 韓国内税法では国内事業場と、国際間の租税協約では恒久的施設と表記する。

## 2.2. 追徴事例及び留意事項

課税当局は、2021 年に外国法人の連絡事務所現況の申告義務の制度を新設して、事実上の恒久的施設であるにもかかわらず連絡事務所として申告・運営し、租税を回避する連絡事務所に対してより積極的且つ体系的に管理して規制するという意志を示しました。しかし、それにもかかわらず、多くの連絡事務所が現況を申告しなかったと見られます。これにより、課税当局は過料規定を新設して、制度の実効性確保と租税を回避する連絡事務所に対する実質的な制裁を加えるという意志を持っていると見られます。

恒久的施設の判断は、一般的に予備的・補助的活動の範囲に留まるか、または本社の事業目的に合致する営業活動の主要な本質的な部分を遂行するかで判断されますが、情報の収集のみを行った場合であっても、その収集した情報が契約内容の決定に実質的に重大な影響を及ぼす主要な業務の一部とみなせると判示した審判例（国審 2001 ソ 0131、2001.07.05）を見ると、恒久的施設となるかどうかの判断は、法令及び租税条約上の要件の文理的解釈だけでなく、各企業の状況に応じた個別的な判断が介入されるため、韓国に設置した連絡事務所が恒久的施設とみなされないように留意する必要があります。

## 2.3. 追徴対象税額及び事業年度

恒久的施設に該当する場合、法人税の納税義務があり、付加価値税法上の国内事業場に該当するため、付加価値税の納税義務を負います。これにより、法人税及び付加価値税に加えて、証憑未受取加算税などの諸般義務の不履行に対する加算税も賦課される可能性があります。

追徴対象になる期間は、国税の賦課除斥期間（国際基本法第 26 条の 2）の規定に従って下記のように国税を賦課できる日（申告する国税の場合、申告期限の翌日）から以下の期間になります。

- ① 一般的な場合 5 年（域外取引の場合 7 年）
- ② 無申告時に 7 年（域外取引の場合 10 年）
- ③ 不正行為による国税脱税などの場合 10 年（域外取引の場合 15 年）

### 3. 対応方案

外国法人の連絡事務所に対しては次の事項に留意する必要があります。

- ① 連絡事務所が恒久的施設に該当するか否かについて検討しなければなりません。
- ② 連絡事務所が実質的な営業活動を遂行していると判断される場合、連絡事務所を閉鎖して支店あるいは現地法人への転換を検討しなければなりません。
- ③ 単純連絡事務所に該当する場合、毎年現況資料の提出義務を遵守する同時に今後の課税当局の疎明要求に備えて連絡事務所の業務内容及び人員、運営費用などの立証できる資料を事前に準備しなければなりません。

# デロイト安進会計法人

## Japanese Services Group (JSG)

私どもデロイト安進会計法人は、全世界的な組織である Deloitte Touche Tohmatsu LLC（以下、「DTT」又は「デロイト」）のメンバーファームとして DTT のノーハウとデータベースを共有し、他のメンバーファームとの協力体制の下で顧客のニーズにお応えする様々なサービスを提供しています。

なお、弊法人は DTT の日系企業向けの専門組織である JSG（Japanese Services Group）の一員として韓国に進出する日系企業に対して専門化したサービスを提供する、「デロイト安進会計法人 JSG」を有しています。

デロイト安進会計法人 JSG は、日本語によるコミュニケーションだけでなく、該当分野で豊かな経験と知識を持つ人材を中心に様々なサービスを提供しております。

JSG のサービス内容については、ウェブサイト（[韓国での日系企業向けサービス](#)）をご参照ください。

当ニュースレターについて、ご質問事項などがございました場合は次の担当者までご連絡ください。

担当者：李成宰（Lee, Sung Jae） / TEL+82-2-6676-1837 / [sungjaelee@deloitte.com](mailto:sungjaelee@deloitte.com)

金明奎（Kim, Myeong Gyu） / TEL+82-2-6676-1331 / [myekim@deloitte.com](mailto:myekim@deloitte.com)

李娟智（Lee, Yeun Ji） / TEL+82-2-6676-1885 / [yeulee@deloitte.com](mailto:yeulee@deloitte.com)

ニュースレターに掲載されている内容及び意見は、一般的な情報提供のみを目的とし、当法人の公式的な意見を述べるものではありません。

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.

© 2025. For information, contact Deloitte Anjin LLC